

平成24年12月26日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(併せて、以下「老齢給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による特別支給の老齢厚生年金、及び平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする老齢給付(以下「本件老齢給付」という。)を裁定し、本件老齢給付については、平成〇年〇月分から支給する旨の処分をした(平成〇年〇月分から本件老齢給付を支給するとした処分を、以下「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、審査請求書の「審査請求の趣旨および理由」欄及び再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」欄に記載の部分そのまま掲記すれば、次のとおりである。

(審査請求書)

請求書を申請した際繰下げの見込額については説明がなかったれば、生活保護は受給したくないので繰下げを希望した「繰下げ意志なし」の書面についても説明なしで記入してしまっ

た繰下げを希望します〇/〇 〇時〇〇分頃〇〇センターへ住民票、通帳、印を持参して年金手続きをした年金額等については説明はなかった現在、生活保護を受給中(月〇〇〇〇〇円)位年金額(繰下げ含む)を提示してくれれば繰下げの年金額の方が多いため繰下げを希望していた〇/〇年金証書を受け取った(この時初めて受給額がわかった)〇/〇〇〇へ年金額について聞きに行ったこの年金額では年金を請求した意味がないと申した生保の方が高くなるので(年金の方が〇〇〇〇〇円位高い)生保を受けていると精神的に負担がかかる(少額でも)繰下げを希望します(再審査請求書)

① 裁定請求書に「繰下げ意志なし」の押印があるとのことであるが押したのを確認した憶えがない。

② 「老齢年金繰下げ意思確認書」に65歳から請求のチェックがあるとのことであるが、この書類も年金事務所に行つて初めて見ている

以上のことから繰下げの説明が十分にされなかったことを主張すると同時に一方的に裁定請求書を受付担当者が作成したものと思われる後日日本年金機構から年金証書が届いて自分の意思と違う請求をされてしまったことが分りおどろいた次第である

第3 問題点

1 国民年金法第28条第1項は、老齢基礎年金の支給の繰下げについて、「老齢基礎年金の受給権を有する者であつて66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。」と規定し、同条第3項は、支給繰下げの老齢基礎年金の支給開始月について、「第1項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第18条第1項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。」と規定している。

2 厚年法第44条の3第1項は、老齢厚

生年金の支給の繰下げについて、「老齢厚生年金の支給権を有する者であつてその支給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。」と規定し、同条第3項は、支給繰下げの老齢厚生年金の支給開始月について、「第1項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第36条第1項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとす。」と規定している。

- 3 本件の場合、請求人は、老齢給付を繰り下げて支給することを求めているから、本件の問題点は、前記第2の3に記載した請求人の主張を理由があるものとして原処分を取り消すことが相当かどうかである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 請求人作成の「老齢年金の繰下げ意思確認書」（平成〇年〇月〇日付。以下「本件繰下げ意思確認書」という。）によれば、老齢基礎年金及び老齢厚生年金はいずれも、「65歳から請求」にチェックがされている。

(2) 日本年金機構〇〇年金相談センターにおいてオンライン端末からアウトプットされたとみられる請求人に係る「制度共通年金見込額照会回答票」（〇年〇月〇日〇時〇分）の印字が認められる。以下「本件見込額照会回答票」という。）には、老齢給付の支給を繰り下げた場合の年金見込額の記載は存しない。

- 2 審理期日において請求人は、概略次のように陳述した。

(1) 本件老齢給付を裁定請求した際に提出した「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」（平成〇年〇月〇日（受付）。以下「本件裁定請求書」という。）は、請求人の筆跡によるものであるが、本件繰下げ意思確認書は、請

求人の筆跡によるものではない。

(2) 老齢給付の支給繰下げの制度の内容は、本件老齢給付を裁定請求する前から知っていた。そして、本件老齢給付の裁定請求時に、支給繰下げを希望すると言ったにもかかわらず、そのようにならなかった。

(3) 請求人としては、支給繰下げの老齢給付を受けることにより、生活保護の状況から脱け出して自立することをともに計画していたのであるから、もし本件老齢給付の支給繰下げが認められる場合には、一時金として既に受け取っている約〇〇〇〇万円の老齢給付の返還に応じてもよい。

- 3 審理期日において保険者の代理人は、本件繰下げ意思確認書の作成経緯は不明である旨陳述した。

- 4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 前記第2の3の記載内容並びに前記2の(2)及び(3)の陳述内容からみて、生活保護を受けていた請求人は、生活保護の状況から脱して自立すべく本件老齢給付の裁定請求をしたものと推認されるところ、原処分における本件老齢給付額は生活保護による給付額より少額であり、請求人は、これでは本件老齢給付の裁定請求をした意味がないと主張している。そして、請求人が、受け取った約〇〇〇〇万円もの老齢給付の返還に応じても、老齢給付の支給繰下げを希望するとしていることにかんがみると、同人は、本件老齢給付裁定請求時において、老齢給付に係る支給繰下げを希望するとの明確な意思を有していたものとみるのが相当である。

(2) ところが、「65歳から請求」にチェックがされた本件繰下げ意思確認書が作成されており、この確認書の筆跡は請求人のものではないと同人が陳述しているとおりに、その筆跡は、同人の真正な署名によると認められる本件裁定請求書の筆跡と比べてみると、明

らかに同人のものではないと認められるところ、保険者の代理人は前記3に記載したとおり、本件繰下げ意思確認書の作成経緯は不明である旨陳述したこと、及び本件見込額照会回答票上、老齢給付の支給を繰り下げた場合の年金見込額の記載は存しないことも総合すれば、何らかの理由・事情により、請求人の意思に反して、本件老齢給付の裁定請求手続が取られたものと認定せざるを得ないから、この裁定請求手続に基づいてなされた原処分は不当であって、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。